

保険税課税限度額等の改定について

国民健康保険税の課税限度額の見直し(令和4年4月実施予定)

○令和4年度税制改正により地方税法施行令が改正され、課税限度額が引き上げられる予定である。
政令の改正後、本市では条例を改正し、政令と同額の課税限度額に改定したいと考えている。

【現行】		【改正後】 ○諮問案	
基礎課税額(医療給付費分)	63万円	基礎課税額(医療給付費分)	65万円 (2万円引上げ)
後期高齢者支援金等課税額	19万円	後期高齢者支援金等課税額	20万円 (1万円引上げ)
介護納付金課税額	17万円	介護納付金課税額	17万円 (据え置き)
合計	99万円	合計	102万円 (3万円引上げ)

(参考)課税限度額の推移

(単位:円)

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	限度額合計
	限度額	限度額	限度額	
H25年度	510,000	140,000	120,000	770,000
H26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
H27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
H28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
H29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
H30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
R1年度	610,000	190,000	160,000	960,000
R2年度	630,000	190,000	170,000	990,000
R3年度	630,000	190,000	170,000	990,000
R4年度	650,000	200,000	170,000	1,020,000

※ 背景塗は、法令改正により、課税限度額変更の年